

地域金融円滑化のための基本方針

富士信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 態勢整備を図るために理事会等において決議した事項
 - ・ 本基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程・金融円滑化マニュアルを策定しました。
 - ・ 金融円滑化管理委員会を設置しました。
 - ・ 金融円滑化管理責任者を選任しました。
- ・ お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備
 - ・ 本部に専門部署として融資部経営支援課を置いています。
- ・ お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施しています。
 - ・ 業種別研究会（当金庫店長が地元の元気のある企業に訪問し今後の地域活性化のお役にねれるよう研究会を実施しています。）
- ・ 富士信用金庫独自の取組みをおこなっています。
 - ・ 国策である「地域力連携拠点事業」の機関である富士商工会議所に相談員 1 名、専門派遣相談員 2 名を派遣しており、創業・新事業支援融資、経営革新支援融資、ビジネスマッチング等に取り組んでいます。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

なお、当金庫では、お客さまからの貸付条件の変更等に関する相談窓口を各営業店及び相談プラザ等に設置しておりますが、お客さまからの苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

富士信用金庫 総合企画部 電話番号 0545-53-2054（直通）

以上